

甲府市農業委員会 5 月定例総会議事録

1. 日 時 令和 8 年 5 月 2 8 日（金） 午後 2 時 0 0 分

2. 会 場 甲府市南公民館

3. 出席委員（17 名）

会長：柿嶋 敦、職務代理者：山村 忠弘、米山 夫佐子

【農業委員】

1 番 森澤 良直	2 番 落合 洋子	4 番 宮川 俊一	5 番 興水 辰次
6 番 芦沢 喜嗣	7 番 小松 芳彦	8 番 越石 和昭	10 番 關野 登
11 番 佐々木 茂隆	12 番 西名 武洋	13 番 渡邊 元二	14 番 野澤 洋子
15 番 長田 正実	16 番 菊島 建		

4. 欠員（2 名）

3 番、9 番

5. 職務のために出席した農業委員会事務局職員の職氏名

事 務 局 長 白倉 修
農地係 係 長 平賀 利和
主 任 内藤 ひとみ
振興係 係 長 長澤 和利

6. 議 案

議案第 1 号	甲府農業振興地域整備計画（農用地利用計画）の総合見直しについて
議案第 2 号	農地法第 3 条の規定による許可申請について
議案第 3 号	農地法第 5 条の規定による許可申請について
議案第 4 号	農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 11 項の規定による 農地中間管理機構への要請について
議案第 5 号	令和 7 年度「農業委員会の農地利用の最適化の推進状況の点検・評価 結果」について

報告案件

報告第 1 号	山梨県農業会議への諮問結果について
報告第 2 号	農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出について
報告第 3 号	農地法第 5 条の規定による届出について（市街化区域届出）
報告第 4 号	農地法第 4 条第 1 項の規定による届出について（許可不要）
報告第 5 号	農用地利用集積計画の解約について

午後 2 時 0 0 分 開会

○事務局（長澤係長）

本日の総会ではありますが、委員定数 19 名中、2 名欠員で、17 名全員のご出席をいただいておりますので「農業委員会等に関する法律第 27 条第 3 項」の規定により、本会議が成立していることを、ご報告申し上げます。

それでは、甲府市農業委員会総会会議規則第 5 条の 2 の規定により、会長が議長を務め、議事を整理することとなっております。柿嶋会長、よろしくお願いいたします。

○（柿嶋会長）

只今から、甲府市農業委員会 5 月定例総会を「農業委員会等に関する法律」並びに「甲府市農業委員会総会会議規則」の規定により、会議を進行して参ります。

最初に、5 月定例総会の議事録署名委員につきましては、議席の順番に、今回は 6 番の芦沢喜嗣委員と、7 番の小松芳彦委員のお 2 人をお願いいたします。

なお、先ほど事務局との打ち合わせの際に、すべての案件において「事前の質問はない」との報告を受けております。

それでは、議案第 1 号「甲府農業振興地域整備計画の総合見直し」について、であります、この案件は、「農業振興地域の整備に関する法律施行規則」第 3 条の 2 の規定により、農業委員会に意見を求めることとなっているため、甲府市農業委員会総会会議規則第 9 条の規定に基づき、甲府市農政課より説明を求めることといたします。

それでは、農政課より説明をお願いします。

○農政課（（山本室長）兼農政課長）

農林振興室の山本でございます。貴重なお時間をいただきありがとうございます。振興地域整備計画について、でございますが、説明は砂山よりさせていただきます。

○農政課（砂山主任）

農政課の砂山と申します、どうぞよろしくお願いいたします。

農振法の目的は、第 1 条に規定があります「総合的に農業の振興を図ることが必要と認められる地域について、その地域の整備に関し必要な施策を計画的に推進することにより、農業の健全な発展を図るとともに、国土資源の合理的な利用に寄与する」こととされています。

農業振興地域制度の組み立てですが、国が定める「農用地等の確保等に関する基本指針」に基づき、県が「農業振興地域整備基本方針」を定め、この中で、市町村の農業振興市が県の基本方針により、「農業振興地域整備計画」を定めます。

この、市町村の農業振興地域整備計画は、概ね 5 年に 1 度、総合見直しを行うことが定められておりまして、前回の総合見直しが令和 2 年でしたので、今回見直しを行うものです。

それでは、A 3 の資料をご覧ください。

甲府農業振興地域整備計画は、大きく分けて左側の農用地利用計画と、右側のマスター

プランに分かれています。先ほど説明させていただいた、8個の構成のうち、第1の農用地利用計画と、第2～第8で構成されるマスタープランに分かれます。

左側の農用地利用計画から説明します。

まず、農用地区域に設定される場所は、農振法第10条3項に規定のある、こちらの5つになります。この要件に該当しなくなった農地の除外、あるいはこの要件に該当する農地の編入を行います。

今回の見直しでは、補助金等を使用する見込みのある農地の編入が1件、除外は道路等公共性が高いと認められる事業が30件、農振法第10条第3項非該当(〇〇〇〇〇〇〇〇〇)が1件、非農地判断が28件で合計59件、17.6haとなります。

見直し後の農用地区域の面積はこちらに記載のあるとおりで、農用地区域の土地利用については総面積13,061ha、うち農地面積が1,582.2ha、農用地区域の農地が942.3ha、採草放牧地および混牧林地が0ha、山林原野が1.2ha、農業用施設用地が4.5ha、合計948haが農用地区域の土地利用となります。

右側のマスタープランをご覧ください。

2～8の項目で構成されておりまして、こちらには特に変更した点について記載をしています。詳細については後ほど、A4カラー資料とともに説明いたします。

以上が、農業振興地域制度及び整備計画の変更についての説明となります。

それでは、お手元のカラーのA4の資料をご覧ください。

マスタープランの変更点でございますが、第1農用地利用計画について、こちらは1ページから6ページまででございますが、赤字のところが変更点となります。基礎調査に伴う人口や農用地の面積、各地域の営農形態の概略等、地域計画を反映し、語句の修正等を行いました。

続きまして、第2農業生産基盤の整備開発計画について、こちらは7ページから8ページであります。第1と同様、地域計画を反映させた形とし、北部山付地区及び中道北部地区について、鳥獣対策についての記載を追記しました。また、8ページには昨年度より事業が開始されました、県営畑地総合整備事業についても追記しております。これは、現在事業がスタートしております、中道南地区における土地改良事業になります。

続きまして、第3農用地等保全計画について、こちらは9ページから10ページまででございますが、9ページのリニア中央新幹線の開業に関わる記載の追記、また中段の、農産物の品質向上や生産量の増大を図ることを目的とした畑かん施設等の整備や、排水機場やため池等の土地改良施設の保全・整備について、また中山間地域の農業生産の維持及び多面的機能支払交付金についての追記をしました。

10ページにつきましては、農用地保全のための活動について、農業委員会と連携を図り担い手への農地集積を図る旨を記載しました。さらに、近年問題となっている盗難被害に対する考え方、ICT技術を活用した有害鳥獣対策についても記載しています。

それでは12ページ、第4農業経営規模拡大・農用地等の農業上の効率的かつ総合的な利用促進計画についてであります。12ページから15ページまででございますが、こちらにつきましては、主に認定農業者の基準並びに本市における効率的かつ安定的な農業経営の指標を記載しています。

13ページについては、各地区における農業の誘導方向を記載しています。

次に、第5農業近代化施設の整備計画について、であります。16ページから17ページになります。

１７ページには、Ｒ７年度に整備した、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇に導入しました、モモの光センサーについて追記してあります。

第7 農業従事者の安定的な就業の促進計画につきましては、20 ページ、第8 生活環境施設の整備計画につきましては、21 ページでございます。

以上で、マスタープラン変更点の説明を終わります。

委員の皆様から、何か質問やご意見等は、ございますか。

それでは、農政課は、ここで退室をお願いします。

議案第 1 号「甲府農業振興地域整備計画書の見直し」について、賛成の方は、挙手をお願いします。

賛成多数でありますので、「甲府農業振興地域整備計画の見直し」につきまして、農業委員会においては「意見なし」といたします。

なお、事務局においては、その旨、甲府市へ報告してください。

続きまして、議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請について」審議いたします。事務局より説明して下さい。

○事務局（平賀係長）

農地系の平賀です。よろしくお願いします。

「議案第2号」農地法3条の規定による許可申請について、ご説明申し上げます。

農地法第3条につきましては、農地のままの所有権移動であります。

今月は、売買が1件、贈与が1件、使用貸借権設定が1件でございます。いずれも、3条の資格要件を満たしております。

それでは、議案書1ページの1番、地図は別紙1ページの3条No.1をご覧ください。

申請地の所在、地目、面積、譲渡人、譲受人につきましては、議案書記載のとおりでございます。

譲受人は、現在、〇とともに〇〇〇の栽培を行っており、また、申請地〇〇に隣接する〇〇の所有者であります。今回申請地を取得することで農地の集積が行え、将来は〇〇に農業経営を引き継ぎたいとのことであります。

譲受人の農業経験は、本人が〇〇年、〇が〇〇年であり、取得後の農地では、今までと同様に、〇〇〇の栽培を行う予定であり、周囲への影響も少なく、問題なく営農できると考えております。

議案書1ページの2番、地図は別紙2ページの3条No.2をご覧ください。

申請地の所在、地目、面積、譲渡人、譲受人につきましては、議案書記載のとおりでございます。譲受人は現在、〇、〇と〇〇、〇〇、〇〇〇を栽培しており、譲渡人である〇が〇〇のため譲受人である〇へ〇〇により〇〇〇〇〇するものであります。

今回、〇〇行い譲受人が〇〇〇に営農していくことにより、収穫量や品質の向上に期待できるとのことであります。譲受人の農業経験は〇〇年であり、取得後の農地では、継続して〇〇、〇〇、〇〇〇を栽培する計画であり、周囲への影響も少なく、問題なく営農できると考えます。

続きまして、議案書2ページの3番、地図は別紙3ページの3条No.3をご覧ください。

申請地の所在、地目、面積、貸人、借人につきましては、議案書記載のとおりでございます。借人は現在、貸人である〇が所有する申請地で、〇〇〇、〇〇、〇〇〇を栽培しており、〇〇〇〇〇を〇〇年間の設定で行うことにより、今後〇〇〇に農業経営を行っていきたいとのことであります。借人の農業経験は〇〇年であり、申請地では継続して〇〇〇、〇〇、〇〇〇の栽培を行う計画であり、周囲への影響も少なく、問題なく営農できると考えます。

農地法3条の申請につきましては、以上でございます。

○（柿嶋会長）

事務局からの説明が終わりました。

「議案第2号」の案件につきまして、事前にご意見等はいただいておりますが、特別、何かありましたらお願いいたします。

それでは、ご意見等もないようですので、採決をいたします。

議案第２号「農地法第３条の規定による許可申請について」賛成の方は、挙手をお願いします。

《替成多数》

ありがとうございます。賛成多数でありますので、「議案第２号」については、決定し、許可書の交付をして参ります。

次に、議案第３号「農地法第５条の規定による許可申請について」審議いたします。事務局より説明して下さい。

○事務局（平賀係長）

「議案第 3 号」農地法第 5 条の規定による許可申請について、ご説明申し上げます。

農地法第5条につきましては、農地の所有者以外の方が、農地転用するものであります。

今月は、1件であります。

議案書 3 ページの 1 番、地図は別紙 4 ページの 5 条 No. 1 をご覧ください。

本案件は賃貸借、一時転用の案件となります。

申請地の所在、地目、面積、申請人につきましては、議案書記載のとおりであり、転用目的は資材置場であります。

申請地の○面は○○、○面は○○、○面は○○、○面は○○となっており、第○種農地と判断しました。

賃借人は、〇〇を中心に〇〇〇〇の〇〇〇及び〇〇〇〇〇〇〇・〇〇〇〇〇〇〇などを営んでおり、〇〇〇〇〇〇〇〇〇に伴う〇〇〇の〇〇〇〇〇〇に伴う〇〇〇〇〇を〇〇〇、申請地は〇〇〇〇のための〇〇〇〇として〇〇〇〇します。

排水については、地下浸透及び隣接する水路へ排水されます。

なお、この案件につきましては、令和〇年〇月〇〇日付けで〇〇〇〇の〇〇を〇〇おり、工事期間が令和〇年〇月〇〇日となっておりましたが、工事期間の〇〇に伴い、〇〇〇〇期間を令和〇〇年〇〇月〇〇日まで〇〇するものであり、〇〇〇〇期間〇〇までに農地への〇〇を行うこととなっております。

農地法5条の申請につきましては以上でございます。よろしくお願いいたします。

○（柿嶋会長）

事務局からの説明が終わりました。「議案第 3 号」の案件につきまして、こちらも、事前にご意見等はいただいておりますが、特別、何かありましたらお願いいたします。

《 意見なし 》

それでは、ご意見等もないようですので、採決をいたします。

議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請について」賛成の方は挙手をお願いします。

《 賛成多数 》

ありがとうございます。

賛成多数でありますので「議案第3号」については、決定いたします。

なお、1,000㎡以上の案件につきましては、許可相当とし、山梨県農業会議に諮問して参ります。

次に、「報告第1号」から「報告第4号」について、事務局より説明して下さい。

○事務局（平賀係長）

議案書4ページは、先月の総会案件のうち、農地法第4条及び第5条の申請について、山梨県農業会議へ諮問をした結果、許可相当との答申を受けました。

5ページから9ページまでは、4月9日から5月8日までに受理しました、相続等の3条の届出や、市街化区域における農地法5条の届出、また、農地法第4条許可不要の届出について、掲載しております。

なお、それぞれの転用目的や農地の所在、届出人等につきましては、議案書に記載のとおりであり、受理通知等につきましては、事務局長の専決により交付済みとなっております。以上でございます。よろしくお願いいたします。

○（柿嶋会長）

事務局からの説明が終わりました。

なお「報告第1号」から「報告第4号」につきましては、報告事項ですので、ご了承をお願いします。

引き続き、議案第4号「農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第11項の規定による農地中間管理機構への要請について」と、報告第5号「農用地利用集積計画等の解約について」は、それぞれ関連がありますので、一括して審議いたします。

なお、議案書13ページ「申請番号3番」の案件については、「農業委員会等に関する法律」第31条の規定に基づく議事参与の制限により、当該事案の審議の際、「〇〇委員」につきましては、一時退室をお願いいたします。

それでは、事務局より説明して下さい。

○事務局（長澤係長）

振興係の長澤です。よろしくお願いいたします。

それでは「議案第4号」の説明をいたします。議案書の10ページをご覧ください。

まず、新規設定の集計表となりますが、農地中間管理機構において、6月25日公告、7月1日並びに8月1日、貸借開始となる案件でございます。先月の総会において、お話ししたとおり、今より貸借開始日が、先の案件が出てまいりますので、よろしくお願いいたします。

今回は、〇〇、〇〇〇及び〇〇〇〇〇から、合計〇〇筆の申請がありまして、合計面積は、〇〇〇〇〇〇㎡でございます。

中段の表、令和８年度の目標面積１１８，４００㎡に対し、設定面積は、先月の総会で承認をいただいた１２，８８８㎡で、達成率は１１％でございます。

続きまして、１１ページをご覧ください。こちらの集計表は「再設定」となりますが、借受人は、これまでと変わらず、農地中間管理機構を介した案件となります。今月は〇〇及び〇〇〇〇〇より〇〇筆の申請があり、合計面積は〇〇〇〇〇㎡でございます。

中段の表になりますが、目標面積３２８，５００㎡に対し、設定面積は、先月の総会で承認をいただいた１３，７９１㎡で、達成率は４％でございます。

続いて、１２ページから１９ページまでが今回、農地中間管理機構へ要請する案件となります。貸付人、借受人の氏名・住所・借受期間等につきましては、議案書記載のとおりでございます。

引き続き、農用地利用集積等促進計画及び農用地利用集積計画の解約の届けが提出されましたのでご報告申し上げます。議案書の２０ページから２２ページをご覧ください。

今月は、５件の解約届が提出されました。貸付人、借受人等の氏名・住所・解約の内容につきましては、議案書記載のとおりでございます。

以上で、ございます。ご審議の程よろしくお願いいたします。

○（柿嶋会長）

事務局からの説明が終わりました。

「議案第４号」についても、事前にご意見等はいただいておりますが、特別、何かありましたらお願いいたします。

《 意見なし 》

それでは、ご意見等もないようですので、採決をいたします。

議案第４号のうち、「申請番号３番」を除く案件について、同意される方は、挙手をお願いいたします。

《 賛成多数 》

ありがとうございます。

賛成多数でありますので、同意することとし、農地中間管理機構へ要請して参ります。

続いて、「申請番号３番」の審議を行いますので、〇〇委員は、一時退室をお願いします。

《 〇〇委員 退室 》

それでは、採決いたします。

「申請番号３番」について、同意される方は、挙手をお願いします。

《 賛成多数 》

ありがとうございます。賛成多数でありますので、「申請番号3番」については、同意することとし、農地中間管理機構へ要請して参ります。

それでは、〇〇委員は、入室してください。

《 〇〇委員 入室 》

なお、報告第5号につきましては、報告事項ですので、ご了承をお願いします。

続きまして、議案第5号「令和7年度農業委員会の農地利用の最適化の推進状況の点検・評価結果」について、審議いたします。事務局より説明して下さい。

○事務局（長澤係長）

それでは、議案第5号についてご説明申し上げます。こちらは、別冊をご覧ください。

この農地利用の最適化活動の推進等の点検・評価については、農林水産省経営局長の通知に基づき「農業委員会は、毎年度、翌年度5月末までに、総会において、農業委員会の最適化活動の実施状況及び最適化活動の目標の達成状況について、点検・評価し、これらの点検・評価結果を取りまとめ、インターネット等で公表しなければならない」とされております。また、「農業委員会は、この点検・評価結果等を取りまとめた上で、6月末までに、市・県並びに農業会議に報告する」、とされております。

なお、今後、県と協議を行う中で、数字が若干、変更となる可能性がありますので、ご了承いただきますようお願いいたします。

確定した内容につきましては、6月下旬から7月上旬頃に、市ホームページをご確認いただきたいと存じます。

それでは、まず、1ページでございますが、この公表は、令和7年4月1日現在における状況となります。1ページ目につきましては、主に委員定数と前回2020年の農林業センサスの内容を記載しております。

次に1ページの中段より下「Ⅱ最適化活動の実施状況」であります。1番、最適化活動の成果目標（1）農地の集積でございますが、耕地面積1,150haに対し、集積面積411.8haで、集積率は35.8%を掲げたところであります。

次に2ページの一番上②目標になりますが、こちらは、令和5年4月に施行された農業経営基盤強化促進法の一部改正に伴い、山梨県において「農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針」が令和5年4月に改訂され、これまでの集積率の目標は、44%でしたが、令和14年度までに集積率を66%へと引き上げがされたことを受け、甲府市においても「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」についても、令和5年9月に改訂し、山梨県と同様に、目標年度を令和14年度、集積率も66%に引き上げとしたところであります。

その下の③実績になりますが、新規の集積面積がマイナス表記、となっております。こちらは、非常に分かりにくく恐縮ですが、昨年度において、認定農業者については、1経営体の増加となっておりますが、それに次ぐ、基本構想水準到達者が、4経営体減少

し、営農面積も大きかったことから、トータルで、マイナス 13.6 ha となり、その数値を基準としていることから、今年度、実績につきましても、マイナス表記となってしまいます。この数字は、認定農業者、基本構想水準到達者等が対象で、令和 14 年度までに 66% の集積を掲げていることから、このような数値となってしまいます。ご理解をお願いいたします。集積率につきましては、35.8% で、目標に対する達成率は、90.4% でありました。

次に、3 ページの一番上、④その他をご覧ください。こちらは、今年度実施した「利用状況調査」において確認した、いわゆる、A 判定、再生可能な遊休農地でございますが、13.5 ha でありました。

(3) の新規参入の促進以降、5 ページまでは、それぞれ目標と実績が表記されておりますので、ご一読いただきたいと思います。

なお、県等への提出は、来月の末となりますが、その間に修正が入る可能性がありますので、何卒ご了承くださいますようお願いいたします。

確定値の公表につきましては、6 月の下旬から 7 月の上旬ごろ、市ホームページにおいて、公表いたしますのでよろしくお願いいたします。

以上、大変雑駁な説明となりますが、説明とさせていただきます。

ご審議の程よろしくお願いいたします。

○ (柿嶋会長)

事務局からの説明が終わりました。

「議案第 5 号」の案件につきまして、何かありましたらお願いいたします。

《 意見なし 》

それでは、ご意見等もないようですので、採決をいたします。

議案第 5 号「令和 7 年度農業委員会の農地利用の最適化の推進状況の点検・評価結果」について、賛成の方は挙手をお願いします。

《 賛成多数 》

ありがとうございます。多数の方の賛成をいただきましたので、「議案第 5 号」については、承認することといたします。

以上で、予定している案件は、全て終了しましたが、委員の皆さんより、何かありましたらお願いします。

《 意見等なし 》

ないようですので、以上をもちまして、5 月定例総会を終了いたします。

ご協力ありがとうございました。

午後 3 時 3 0 分 閉会